大学院総合福祉学研究科の求める教員像および教員組織の編成方針

本学の求める教員像および教員組織の編成方針に則り、総合福祉学研究科の求める教員像および教員組織の編成方針を以下のとおり定める。

1. 総合福祉学研究科の求める教員像

(1) 教育上の能力

建学の精神「行学一如」を持って、広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業などに必要な高度の能力を養うための研究指導ができる者。および、実践的な価値、知識・技能を社会に資する力を有する者。

(2) 研究業績

社会福祉学、心理学の研究領域における質の高い研究のみならず、建学の精神、また、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に基づき、実践に活かすことのできる研究および実践ができる者。

(3) 組織における役割

学内における他教職員との協力に限らず、社会貢献の観点から地域社会・他機関と連携しつつ、優れた人材を養成するための組織運営を行うことのできる者。

(4) 実践·研修·研鑽

建学の精神に基づき、研究のみならず社会福祉学、心理学領域での実践に取り組み、そのための訓練・研鑽を積むとともに、教育者としても FD 研修を通じて、実践、研究および教育の資質・能力の向上に努めることができる者。

2. 総合福祉学研究科の教員組織の編成方針

2-1 教員配置

(1) 基準

大学院設置基準に則った専任教員配置を行う。

(2) バランス

在籍する大学院生数に対して適正な人数の教員を配置するとともに、専攻において専門領域、職位・年齢・性別・のバランスを考慮し、適切な教員を配置する。

また、社会福祉学専攻においては、専任教員制度の他に客員教授、特任教授の各制度を設け、必要に応じ、学外からの兼任講師を招聘し、大学院における教育の充実を図る。

(3) 多様性

広く国内外に人材を求め、特に男女共同参画の観点から性別に偏りのないよう、多様な人材を配置する。

2-2 教員人事

(1) 募集·採用·昇格

大学としての教員採用を行い、その選考は、人事委員会規程に規定する教員選考基準および就業規則等に基づき、人事委員会において審議することにより、十分な透明性と公平性を確保してその審査を行う。採用にあっては、総合福祉学研究科の「求める教員像」に適うか否かについて厳正な審査を行うとともに、昇格にあたっては、任用規定に基づき適切に行う。

(2) 適合性

科目担当者としての適合性および大学院指導資格上の適合性については、教育課程編成・ 実施の方針に基づき、かつ、教育・研究上の実績を踏まえ、厳正に審査し、相応しい教員 を採用する。

2-3 教育内容の改善のための組織的な研修等

大学院および総合福祉学研究科の FD 等を通じて、各教員の研究、教育能力および教員組織 としての活動全般に関わる能力の開発と向上を行う。

(2019年4月1日)